

公益社団法人中央畜産会

《役員報酬並びに費用に関する規程》

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「本会」という。）定款第27条第1項の規定に基づき、理事及び監事の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で理事会において定める額を支給する。

2 監事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で監事の協議によって定める額を支給する。

3 代表理事たる副会長及び業務執行理事（以下「常勤理事」という。）に対する報酬は年額とし、その支給日は、その月の20日（その日が休日に当たるときは、その前日、繰り上げた日が休日に当たるときは更にその前日）に報酬年額を12月で除して得た月額を支給する。

4 常勤理事以外（以下「非常勤理事」という。）に対する報酬は日額とし、職務遂行の都度、支払うものとする。

(退職給与)

第3条 退職給与は、常勤理事が退職した場合に支給し、死亡した場合はその遺族に支払う。

2 常勤理事の退職給与は、総会で承認された総額の範囲内で、常勤理事として引き続いた在職期間及び退職の日における支給する基準月額を基礎に、理事会で定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は常勤理事に支給することとし、公益社団法人中央畜産会職員給与規程第14条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「常勤理事」と読み替えるものとする。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払

うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議による。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(法令等の読替え)

第9条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は総会の決議による。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人中央畜産会
《《役員報酬に関する基準》》

(趣旨)

第1条 公益社団法人中央畜産会役員報酬並びに費用に関する規程第2条第1項で規定する役員報酬に関する事項については、この基準に定めるところによる。

(常勤理事の報酬)

第2条 常勤理事には、下表に基づき定例役員報酬を支給する。

役員等の区分	年額報酬
代表理事たる副会長	12,175 千円
業務執行理事たる専務理事	11,970 千円
業務執行理事たる常務理事	11,729 千円

2 第1項の規定にかかわらず、当該常勤理事の年齢が満63歳～64歳は5%、満65歳～67歳は15%、満68歳～69歳は20%、満70歳以上は25%を減額した下表の額とする。

理事等の区分	満63歳～64歳	満65歳～67歳	満68歳～69歳	満70歳以上
代表理事たる副会長	11,566 千円	10,348 千円	9,740 千円	9,131 千円
業務執行理事たる専務理事	11,371 千円	10,174 千円	—	—
業務執行理事たる常務理事	11,142 千円	9,969 千円	—	—

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該常勤理事が理事会の決議により定款第38条第3項に規定する重要な職員に任じられている場合は、第1項及び第2項に基づく年額報酬の1/2の額を支払うこととする。

4 平成26年3月31日までの間においては、第1項から第3項で定める常勤理事の報酬の支給に当たっては、それぞれの総額から本俸に相当する額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

(非常勤理事の報酬)

第 3 条 非常勤理事に対する報酬は、10%の源泉徴収税額を控除した下表の額を謝金として支給する。

2 非常勤理事の謝金は、会長の招集による職務遂行の都度、支払うものとする。

役員等の区分	謝金
代表理事たる会長	50,000 円
理事たる副会長	30,000 円
理事	12,000 円

(改正)

第 4 条 この基準の改正は、総会の決議による。

(付則)

1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人中央畜産会

《役員退職給与の支給に関する基準》

(趣旨)

第1条 公益社団法人中央畜産会役員の報酬並びに費用に関する規程（以下「役員報酬等規程」という。）第3条第2項で規定する常勤理事の退職給与に関する事項については、この基準に定めるところによる。

(退職給与の額)

第2条 退職給与の額は、在職期間1年につきその者の退職の日における基準月額に100分の125の割合を乗じて得た額（在職期間中に、基準月額が変更された場合においては、それぞれの基準月額が適用された在職期間1年につき100分の125の割合を乗じて得た額を合算して得た額）とする。

2 前項の計算で在職期間1年未満は、月額計算により算定する。ただし、就任及び退職又は死亡の月はそれぞれ1ヶ月とする。

3 第1項で規定する基準月額は、公益社団法人中央畜産会役員の報酬に関する基準第2条第1項で定める報酬年額に12分の1を乗じた額の75%の額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 役員報酬等規程第3条第1項に規定する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(退職給与の積立)

第4条 毎年度において、在職する常勤理事の退職給与の額を推算し、その額と、すでに積み立てている退職給与の額との差額を積み立てるものとする。

2 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず当該年度の積立額を別に定めて積み立てることができる。

3 この基準の定めるところによる退職給与の計算の結果生じた百円未満の端数は、これを百円に切り上げるものとする。

(退職給与の支給制限)

第5条 常勤理事が禁固以上の刑に処せられたときは、退職給与は支給しない。

2 常勤理事が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したとき

は、退職給与は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(退職給与の返納)

第6条 退職した常勤理事に対し退職給与を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁固以上の刑に処せられたときは、その支給した退職給与の全部又は一部を理事会の決議により返納させることができる。

(改正)

第7条 この基準の改正は、総会の決議による。

(付則)

1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。